



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

上場会社名 クラボウ（倉敷紡績株式会社）
代表者 取締役社長 藤田 晴哉
（コード番号 3106）
問合せ先責任者 取締役執行役員・総務部長
本田 勝英
（TEL 06-6266-5111）

平成 28 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する 承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日下記の通り、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成 28 年 3 月期第 2 四半期報告書
2. 延長前の提出期限
平成 27 年 11 月 16 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 27 年 12 月 16 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 27 年 9 月 18 日公表の「元従業員による不適切な取引の発生について」に記載のとおり、当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年度に亘って、循環取引等の不適切な取引を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。

当社では、弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において上記不適切取引と同種の不正行為がないかどうかの調査も行っており、平成 27 年 10 月 30 日付けで、調査完了時期を当初目途としていた 10 月下旬から延長する旨の公表を行っております。しかし、平成 27 年 11 月 9 日公表の「平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算発表の延期及び第 2 四半期報告書提出遅延のお知らせ」に記載のとおり、同委員会による当該調査が継続しており、現時点では、当該調査が完了し、決算数値が確定するまでには相当の日数を要すると見込まれます。また、監査法人においても通常の四半期レビューに加え追加的な監査手続が必要となり、相当の日数を要する旨の連絡を受けております。

以上のような状況から、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限である平成 27 年 11 月 16 日までに当第 2 四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限を平成 27 年 12 月 16 日とした提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

なお、特別調査委員会の調査結果の概要につきましては、12 月上旬までに公表できる見込みであります。

株主をはじめご関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけすることとなりますことを、重ねてお詫び申し上げます。

< 本件問合せ先 >

クラボウ 総務部広報グループ担当 北勝・山崎
TEL 06-6266-5071

以 上